

射水市スキー協会 会則

制定日：2006年12月1日

改訂日：2021年9月1日

(名称)

第1条：この会は、射水市スキー協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務局)

第2条：本会の事務局は、小杉スポーツ（富山県射水市三ヶ白銀町1038）に置く。

(目的)

第3条：本会は、スキー競技の普及・指導に関する活動（事業）を行うことにより、スノースポーツを通して、市民の健康と野外活動の推進を目的とする。

(活動・事業の種類)

第4条：本会は前条の目的を達成するために、次の各号に該当する活動（事業）を実施する。

- (1) 市民スキー大会の開催
- (2) スキー教室の指導・開催
- (3) スキー指導員の育成
- (4) その他、目的の達成に必要な活動

(会員)

第5条：本会の会員は、次の2種とする。

- (1) 会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。
- (2) 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会した者とする。（企業・団体）

(入会)

第6条：会員の入会については、特に条件を定めない。

会員として入会しようとするものは、入会申込書により、事務局に申し込むものとする。

(会費)

第7条：会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

- (1) 会員 3,000円
- (2) 賛助会員 3,000円

(退会)

第8条：会員は、退会届を会長に提出し任意に退会することができる。

会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
- (2) 会費を2年以上納入しないとき。

※なお、会費を1年以上2年未満納入しないときは休部会員とする。

(役員)

第9条：本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 (副理事長含む)
- (4) 理事
- (5) 事務局 (会計含む)
- (6) 富山県スキー連盟役員
- (7) 顧問
- (8) 監査 2人

(選任)

第10条：役員は総会において、会員の中から選任する。

監査は会長、副会長、事務局 (会計含む) を兼ねることはできない。

(職務)

第11条：会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- (1) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- (2) 事務局は、本会の会計を担当する。
- (3) 理事長は、本会の事業・事務のとりまとめを担当する。
- (4) 監査は、本会の活動及び会計を監査する。

(解任)

第12条：役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(任期)

第13条：役員は、任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

補欠により選任された役員は、前任者の残任任期とする。

(総会)

第14条：本会の総会は、正会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散
- (3) 報告および決算
- (4) 計画および予算
- (5) 役員を選任又は解任
- (6) その他会の運営に関する重要事項

(理事会)

第 15 条：理事会は、総会に次ぐ議決会議とし、臨時的事業や定例事業の推進を図り、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(事業報告書及び決算)

第 16 条：会長は、毎事業年度終了後に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 17 条：本会の事業年度は、9 月 1 日に始まり、翌年 8 月 31 日までとする。

(委任)

第 18 条：この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(変更)

第 19 条：この会則は、総会において、出席者の過半数以上の承認がなければ変更できない。

(慶弔規定)

第 20 条：射水市スキー協会会員の慶弔については、この規定に定めるところによる。

対象者は、本人のみとし、在職中の会員が死亡した場合は、弔電・香典 10,000 円・生花 1 対の弔意を示す。(入院お見舞いはしない)

附則

この会則は、2021 年（令和 3 年）9 月 1 日から改訂版を施行する。